

令和  
五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)  
四年

(令和四年六月二十四日(金曜日))

議事日程(第四号)

令和四年六月二十四日 午前十時開議

- 第一 議第三十六号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について  
議第四十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第二 議第三十八号 五條市国民健康保険条例の一部改正について  
議第四十号 五條市斎場条例の全部改正について
- 第三 同第 二号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第四 発議第 六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番	斎藤
二番	谷 有
三番	養田
	全勝
	康啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	人見
教育長	堀内
理事	南
技監	善本
市長公室長	平己
総務部長	櫻本
危機管理監	中本
すこやか市民部長	田久

好紀  
達哉  
伸起  
則行  
隆典  
富長  
茂樹  
賢二  
久美

四番	平岡
五番	吉田
六番	窪田
七番	岩本
八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	藤田
十二番	大谷

清恵  
秀正  
孝実  
岩司  
耕司  
雅範  
美子  
龍雄



去る十四日に行いました議案審議におきまして報第七号を議題とした際、養田議員からの質問に対し、久保産業環境部長から答弁がありました。理事者側からこの答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

去る六月十四日に行われました議案審議の中で、報第七号、五條市地域商社株式会社の経営状況の報告において、養田議員から指定管理料について事業計画書と事業報告書に記載されている金額に差異がある理由についての御質問に対し誤った答弁を行い、議員の皆様や関係者に変御迷惑をおかけしたことににつきましておわびをし、答弁につきまして次のように訂正をいたします。

指定管理料の金額の差異につきましては、事業計画書の収支予算書は税込み金額で記載され、事業報告書は税抜き金額で記載されているため金額に差異があるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（山口耕司）以上で答弁の修正を終わります。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第三十六号及び議第四十二号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。

なお、委員長報告に際しまして、壇上における発言はマスクを外していただいても結構でございますのでよろしくお願い申し上げます。

総務文教常任委員会藤富美恵子委員長。

〔総務文教常任委員長 藤富美恵子登壇〕

○総務文教常任委員長（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第三十六号及び議第四十二号の二議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十五日午前十時から開会いたしました委員会においてそれぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十六号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い選挙運動における公費負担額を変更するため、関係する三条例の一部を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ二千二百四十二万八千円を追加し、その総額をそれぞれ百八十三億三千四百八十六万円とするもので、歳出予算の主な内容は、コミュニティ助成事業補助金二百四十万円、出産支援臨時給付金四百七十五万円、学校給食センター費の賄い材料費価格上昇に伴う追加一千六百六十五万三千円等で、歳入予算の内容は、国庫支出金一千九百九十四万三千円、繰入金八万五千元、諸収入二百四十万円を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。自治総合センターのコミュニティ助成事業補助金の対象事業についてただしたのに対し、「野原地区旭町の自治会集会所内の備品整備に対してである。」との答弁があり、委員から、申請の条件などをただしたのに対し、「毎年九月に自治総合センターから事業の案内があり、手を挙げた自治会分についての申請を行い、採択されたところに対し助成をするという形になっている。」との答弁があり、委員から、災害対策費の抗原検査用キットの備蓄や管理についてただしたのに対し、「備蓄の九百回分を危機管理課で管理し、避難所運営時に配布する。」との答弁があり、委員から、認定こども園の賄い材料費に対する補助等をただしたのに対し、「認定こども園の賄い材料費は、令和四年度の予算の範囲内で賄える予定である。」との答弁がありました。

また、委員から、ウクライナ問題で拍車のかかる物価上昇に対し、市として給食費に何らかの手だてをしたのかただしたのに対し、「特にお金を入れているというのではなく、保護者負担は、小学校四千円、中学校四千四百円が変わっていない。」との答弁があり、委員から、給食費の据置きはありがたいが、六月の献立の中で、二十二日間のうち十一日間がミートボールとつくねの練り製品の冷凍食品が出たとのこと

で、子供たちが家で不満を漏らしたと聞いたが、予算が厳しいことと関係があるのかたまたまのに対し、「令和三年度は一般財源を入れさせていただいたが、今年度は補正予算を活用し保護者負担が増えないようにしていきたい。」との答弁がありました。

また、委員から、出産支援臨時特別給付金の対象についてただしたのに対し、「対象は四月一日から三月三十一日までに生まれた新生児である。」との答弁があり、委員から、給食材料費補助金は何か月分なのかたまたまのに対し、「四月から三月までの一年分である。」との答弁があり、委員から、学校給食センター費の賄い材料費価格上昇に伴う追加の期間についてただしたのに対し、「同様に今年度四月から三月までの一年間を見込んでいる。」との答弁があり、委員から、財政調整基金繰入金八万五千元はどの部分に充てなければならなかったのか、国の交付金の対象にはならなかったのかたまたまのに対し、「感染症対策消耗品の予算額百四十八万五千元のうち、百四十万円を国庫支出金と見込んでおり、消耗品の調達ということで、入札差金等を勘案し一般財源を一部充てている。」との答弁がありました。

また、委員から、出産支援臨時特別給付金は国のどの交付金を活用しているのかをただしたのに対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当している。」との答弁があり、委員から、令和三年度に学校給食センター費に一般財源を幾ら入れたのか、また、一千百六十五万三千元を追加しなければならぬ根拠をただしたのに対し、「令和三年度は約五百三十万円の一般財源を追加した。今年度の補正の根拠は、主食については価格の上昇を一・〇五倍、副食については一・一一倍として算出し、補正予算額を決定した。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。  
報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしました。  
ております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三十六号及び議第四十二号の二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員長から報告がありましたとおり、本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第三十八号及び議第四十号の二議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉田正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第三十八号及び議第四十号の二議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十六日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十八号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法に規定される市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数を改めるため、条例の一部を改正するもので、条例第二条の協議会の委員定数をそれぞれ六人から四人に改め、委員の総数を十八人から十二人にするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。費用についても削減となるかをただしたのに対し、「報酬が出ている十二人のうち四人が減となるため、費用的には九万二千円の減となる。」との答弁がありました。

また、委員から、定数が十八人から十二人となる根拠をただしたのに対し、「運営協議会委員一人当たりの被保険者数が、平成二十三年の約六百四十人と比較し、十二人とした場合でも約七百人と大きく変わらないこと、また、県や他市の委員数等も参考にしている。」との答弁

があり、委員から、運営協議会委員の選出はどのように行っていくのかただしたのに対し、「委員は、被保険者、保険医等及び公益代表という三つの区分があり、それぞれ四人ずつを令和五年一月三十一日が現委員の任期なので、それに向けてこの条例が可決されれば人選していきたい。」との答弁があり、本案につきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十号 五條市斎場条例の全部改正につきましては、指定管理者制度を導入することを目的とするものであるとの当局の説明があり、委員から、指定管理者しか知らない個人情報はなく、必ず五條市も情報共有できると考えてよいかとただしたのに対し、「そのとおりである。」との答弁があり、委員から、近隣自治体で斎場の指定管理が増加しない理由についてただしたのに対し、「個人情報などの様々な問題の整理や条例の改正等に時間がかかることがある。それぞれの市町村で検討段階のところもあると思われるが、今年度から奈良市が指定管理を行うと聞いている。」との答弁がありました。

また、委員から、一日当たりの葬儀の件数をただしたのに対し、「一日一件である。」との答弁があり、委員から、参列者が混乱するなど指定管理を行った際の不安な部分をただしたのに対し、「指定管理者の応募条件に、施設管理を適正に行えることがあり、指定管理者が決定すれば、引継期間を設け、毎月の定例会議でもそれをしっかり指導していく予定である。」との答弁があり、委員から、指定管理となった場合、火葬を朝から夕方までずっと繰り返すような状態にならないかとただしたのに対し、「斎場での葬儀は一日一件で、火葬件数は最大五件を見込んでいる。」との答弁がありました。

また、委員から、施設の市職員数についてただしたのに対し、「四名の職員がいる。内訳は、斎場の場長が一名、事務職員一名、業務員一名、会計年度任用職員一名である。」との答弁があり、委員から、職員四名の必要性についてただしたのに対し、「斎場は、一月一日、二日以外毎日営業しており、シフトを組み週休二日とするため四名としている。」との答弁があり、委員から、個人情報の漏えい、管理運営の効率化を優先したサービス低下への懸念についてただしたのに対し、「個人情報に係る条例や規定等の遵守については、仕様書や協定書などに記載し、守られない場合は指導を行い、それでも改善されない場合は指定管理の取消しを行う。今回は使用料ということで、条例の料金を直接市の歳入とし、指定管理者には固定した管理料を支払うことで、安定した経営とサービスの向上につながるものと考えている。」との答弁があり、委員から、地元自治会や五條市葬祭業協同組合には事前に説明し了解を得ているとのことだが、議会で可決してから地元説明をすべきではないかとただしたのに対し、「指定管理をすることに対して何らかの問題がないかを聞きに行かせていただき、指定管理者制度自体に了解を得ているということである。また、前回の指定管理に関する否決理由の一つが地元の意見を聞いていないということでもあるので、行

かせていただいた。」との答弁がありました。

また、委員から、十二市のうち何市が指定管理をしているのかをただしたのに対し、「奈良市、天理市、桜井市の三市である。」との答弁があり、委員から、管理費が安くなるのに導入しているところが少ないとの意見があり、また、火葬業務と貸館を一体とした入札になるのかとただしたのに対し、「そのとおりであり、例えばグループでの参加も可能で、広く応募していただけるよう考えている。」との答弁があり、委員から、一千二百万円安くなる積算根拠をただしたのに対し、「主に人件費であり、効率的な運営によるものと、市職員との賃金の差もあることから一千二百万円の削減を見込んでいます。金額については、令和三年度決算に基づく試算で、直営では七千五百七十七万五千九百五十八円、指定管理の見込額が四千八百六十七万七千七百二十五円。その差額は二千二百八十九万八千二百三十三円であり、年間の計画修繕、保険料等は市で負担するため、それらを控除した総額は一千二百八十五万一千九十円という試算である。」との答弁があり、委員から、指定管理による明確なサービスの向上は何かとただしたのに対し、「指定管理者からの提案による受付時間の延長、自主事業によるサービスの提供が可能となると考えている。」との答弁があり、委員から、パートタイム労働者の導入や人員配置などの工夫で人件費の削減は可能ではないかとただしたのに対し、「現状においても経費削減の努力をしており、火葬業務については委託している。受付貸館業務、施設管理業務は市で行っているが、指定管理とすることにより、一体的に柔軟な対応が可能となり、忙しい時期は手厚い人員体制にするなど、きめ細かな対応が可能となる。また、たくさんの葬儀を行ったからといって指定管理者の利益が増えることはなく、一定の指定管理料の中で工夫し、サービスを向上していただくことができる仕組みに見直しをさせていただいている。」との答弁があり、委員から、中央公園の駐車場としての使用についてただしたのに対し、「斎場を使用しないときは、今までどおり無償で使用できることを仕様書等に明記し、指定管理者に説明をする。」との答弁がありました。

また、委員から、指定管理者制度を導入した場合の施設の利用料についてただしたのに対し、「条例で規定された使用料を施設の利用時に市に納めていただくのが使用料で、利用料は指定管理者がその使用料の範囲の中で設定することが可能で、それを市が承認する形になる。」との答弁があり、また、「指定管理者制度においては、利用料金制の場合と、本市が今回提案しているように、あくまでも市が直接使用料として歳入で受け、それを財源に指定管理料を支払うという二つのタイプがある。この斎場についての指定管理は、利用料金制を採用するのではなく、使用料として市が収入を得るという形をとるものである。」との答弁があり、委員から、使用料が市の歳入に直接なることだが、指定管理者により正確に行われるのかについてただしたのに対し、「市の環境政策課が所管であり、指定管理者と情報共有し、翌日に市に納

付する手続を考えている。確認方法については、死体埋火葬許可証の番号での確認を考えている。」との答弁があり、委員から、ペットの場合の取扱いについてただしたのに対し、「動物葬においても同様に申請書を書いていただき、管理番号による一連の管理を考えている。」との答弁があり、委員から、五條市の指定管理者制度の公開の在り方、その評価点の公開についてただしたのに対し、「指定管理者を選定した際の評価点の詳細を公表することについては、先般の西吉野コミュニティセンター、中央公民館の時にも同様の指摘を受けており、その点については前向きに検討する。」との答弁がありました。

ここで意見調整のため暫時休憩となり、再開後、本案を継続審査とすることについて起立による採決の結果、賛成少数により継続審査とすることは否決となり、その後、本案について起立による採決の結果、賛成少数により本案は否決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「新型コロナウイルスワクチン接種（四回目接種）について」報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしました。おります。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、議第四十号 五條市斎場条例の全部改正に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

この条例改正は五條市斎場に指定管理者制度を導入できるようにするもので、過去にも議会に提出された経緯があります。以前提案された内容と比較すると、前回は火葬料について指定管理者の収入とする利用料金制でしたが、今回は現在と変わらず使用料を市の歳入とし、指定

管理者には固定した管理料を支払い、安定した経営によりサービス向上を図ってもらうことになっていきます。

また、前回は募集団体を五條市内に限定していましたが、今回は地域を限定せず競争性を確保し、より多くの事業者が参加できるものとなっております。

私は、火葬業務については現在も業務委託されていて丁寧に支障なく行われていると思いますし、葬儀については葬祭業者がほとんど行っていて市職員が直接行っている業務は受付や施設の維持管理が中心であり、市直営でしなければならない理由はないと考えます。そのような現状を踏まえた上で、斎場に指定管理者制度を導入すると、指定管理者が受付、施設管理、火葬業務などを一体的に運営することにより柔軟な人員配置が可能となり、多くの経費削減が見込めるとともに手厚い人員配置が可能となり、接遇やサービスの向上が期待でき、市民にとってもメリットがあると思われれます。

また、斎場の市職員を業務の多い部署等へ配置することができ、事務の分担や時間外勤務の削減にもつながります。

また、地元や関係団体にも一定の理解を得ていることや、地元雇用についても仕様書や選定基準の一つとして考慮されており、メリット等を勘案すると五條市斎場に指定管理者制度を導入することに反対する理由はなく、ぜひ必要であると判断します。

以上、申しあげました理由から、本案に賛成するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で討論を終結いたします。

これより本二議案を議案ことに採決いたします。

初めに議第三十八号、五條市国民健康保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に議第四十号、五條市斎場条例の全部改正について採決いたします。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は、否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）同第二号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第二号 五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

五條市教育委員会委員のうち井田栄子委員の任期が本年八月七日をもって満了となるため、その後任を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。井田栄子氏は皆さんも御存じのとおり、現在教育委員会委員として五條市教育委員会の発展のため御尽力をいただいているところであり、また、五條市民生委員・児童委員として御尽力をいただくとともに、市内の幼稚園、保育所及び小学校等の絵本の読み聞かせのボランティアの活動など、熱心に取り組まれた多くの経験から教育現場にも精通し、子育て世代の保護者の代表として子供たちの保護者の思いや声を教育行政に反映できる視点を合わせ持った素晴らしい方でもあります。人格は高潔で教育學術及び文化に対して識見を有し、人望も厚く、教育委員会委員として適任者であります。

なお、任期につきましては令和四年八月八日からの四年間であります。

議員各位の御理解をいただきまして御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第六号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十四日提出

提出者 五條市議会議会運営委員会 委員長 平岡清司

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。議会運営委員会平岡清司委員長。

〔議会運営委員長 平岡清司登壇〕

○議会運営委員長（平岡清司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号 五條市議会議員の議員報酬等

に関する条例の一部改正について、私から提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、議会の議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する事項を明確にするとともに、議員報酬から控除できるものを規定するため、本条例の一部を別紙議案書のとおり改正しようとするものであります。

この改正により議員報酬から控除できるものは、全国市議会議員互助会団体定期保険掛金と全国市議会議員団体補償制度保険料の金額とすること、また議員報酬等の支給期日、支給方法については一般職の職員の例によることを条例に規定するものであります。

附則で条例の施行は、令和四年七月一日としております。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立全員でございます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定によりお手元に配布いたしております閉会中継続調査申出

覧表のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には五條市一般会計補正予算議定をはじめ重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚く御礼を申し上げます。理事者各位には事務事業の執行に際し、本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和四年第二回六月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、本定例会におきましては慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

今議会に提出しました議案につきましては、一部を除き可決、承認を得ましたことに御礼を申し上げます。

さて、今回否決になった議案につきましては斎場に指定管理者制度を導入しようとするもので、過去二回提案をし、否決された経緯があります。

本市は令和二年度から二年連続奈良県から財政重症警報が発令され、県との合同勉強会を行う中、歳出の削減に向け指定管理者制度のさらなる導入について御提言をいただいたところであります。指定管理者による運営では年間約一千二百万円の経費削減と民間のノウハウを活用した市民サービスの向上を見込んでおり、本議会が否決されたことは誠に残念であります。

厚生建設常任委員会で議員から否決となっても、説明ができれば早くにできたのではないかと御意見もいただきましたので、今後しっかりと説明をし、御議決をいただけるまで毎回議案を提出いたしますので、今後とも市政の発展のため御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけでありませけれども、議員各位におかれましてはどうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げます、閉会に当たったのお礼と御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和四年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時四十二分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 山 口 耕 司

署 名 議 員 平 岡 清 司

署 名 議 員 吉 田 正

署 名 議 員 窪 佳 秀